

新型コロナウイルス感染症経営持続化 対策事業交付金について（町交付金）

1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う自粛等により消費活動が停滞し、特に大きな影響を受けた小規模事業者に対して固定経費にかかる負担を軽減し、経営への不安解消と円滑な経営継続を助長することを目的として助成をします。

2. 対象者

感染症拡大防止対策により著しく売上が減少した事業者で、次の各号のいずれかに該当する方

- (1) 飲食店
- (2) 宿泊業（旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく宿泊施設）
- (3) 理髪店及び美容院並びに令和2年2月の北海道の緊急事態措置に伴う休業要請の対象となった施設で令和2年1月から令和2年12月までの売上等の合計が前年と比べて30%以上減少している者
- (4) 上記(1)～(3)を除く小規模事業者で次の要件を全て満たす方
 - ① 販売用店舗を有している小規模小売店（資本金1,000万円以上を除く）
 - ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止の自粛による影響により、令和2年1月から12月までの売上等の合計が前年と比べて30%以上減少している者

3. 交付単価、交付額

交付基準単価は、店舗面積1㎡当たり2,500円とし、店舗等の床面積に交付基準単価を乗じた額により算出し、下記に定めた額とする。

- (1) 2. 対象者の(1)～(3)に該当する方は下記のとおり
 - ① 算出された額が、20万円に満たない場合は40万円
 - ② 算出された額が、20万円を超え30万円に満たない場合は50万円
 - ③ 算出された額が、30万円を超える場合は80万円
- (2) 2. 対象者の(4)に該当する方は下記のとおり
 - ① 一律25万円

4. 申請期間：令和3年12月30日まで

5. 相談窓口：厚真町商工会（電話 0145-27-2456）

6. その他：相談時に以下の書類をご準備下さい

- (1) 店舗部分の面積を確認できる書類（申請者すべての方）
- (2) 上記2. 対象者が(3)または(4)の方
・平成31年（令和元年）および令和2年の売上が確認できる書類（確定申告書、決算書、売上台帳など）
- (3) 交付金を振込する通帳
- (4) 印鑑